

保税蔵置場の許可の承継について

関税法第48条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和5年6月16日

大阪税関長 沖 部 望

記

- 承継を受けた者の名称及び住所
関西電力株式会社
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地
堺LNG株式会社 堺LNGセンター
大阪府堺市西区築港新町3丁1番地10、1番地28
- 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所
堺LNG株式会社
大阪府堺市西区築港新町3丁1番地10
- 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地
関西電力株式会社 堺LNGセンター
大阪府堺市西区築港新町3丁1番地10、1番地28
- 承継された許可期間
自 令和5年7月1日
至 令和6年1月31日